

一般社団法人日本精神科救急学会ウェブサイト運用規約

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本精神科救急学会（以下、本学会）は、学会ウェブサイトの運用に関し、本規約を定める。

第2条 ウェブサイトの運用については、理事会の承認のもとに、広報委員会がこれを管理し、本学会事務局がこれを補佐する。

第2章 目的

第3条 本学会の活動内容および精神科救急医療についての情報を発信し、研究の推進ならびに知識の交流を図ることを目的とする。

第3章 業務

第4条 ウェブサイトの運営においては、次の事業を行う。

- ① 精神科救急医療に関する情報提供及び研究の推進
- ② 本学会の活動に関する広報および情報提供
- ③ 学会、研修会および学術の交流等に関する情報提供
- ④ 知識の交流を図るための情報提供
- ⑤ その他本学会の運営に必要な事項

第4章 ウェブサイト作成および掲載

第5条 広報委員会は、ウェブサイトの管理業務を、理事会が承認した事業者に委託することができる。

第6条 広報委員会は、ウェブサイトの管理運営状況を、理事会に報告して承認を得なければならない。

第7条 掲載

- ① 本学会主催の学術集会、研修会に関する情報は、理事長もしくは担当委員会委員長の指示により掲載を行う。
- ② 本学会が作成した刊行物または文書については、担当委員会委員長の指示により、掲載を行う。
- ③ 各種ガイドライン、他の学術団体から提供された情報、他の学術団体との交渉に関わる案件については、理事会での承認後に掲載を行う。
- ④ 本学会会員への連絡・伝達を目的とした情報は、本学会事務局が理事長の

指示により、掲載を行う。

- ⑤ 理事長が掲載の必要があると判断した場合、当該記事の掲載を行う。
- ⑥ 他団体ウェブサイト等とのリンクについては、広報委員長が判断して掲載を行うが、理事長または理事会にその判断を仰ぐことができる。
- ⑦ ①から⑤に該当しない項目については、広報委員会で協議し、理事会の承認を得て掲載を行う。

第8条 削除

- ① 理事会が不適切と決議した記事は、これを削除する。
- ② 代議員会が不適切と決議した記事は、これを削除する。
- ③ 理事長が不適切と判断した記事は、その内容を保存した後に記事を削除する。ただし削除後は理事会においてその適否を審議することとする。
- ④ 過去の情報については、広報委員会で随時判断して削除することができる。

第5章 禁止事項

第9条 ウェブサイトの運用において、以下の行為を行ってはならない。

- ① 第2章の目的以外に使用すること。
- ② 特定の個人や団体を誹謗中傷するか、個人情報に掲載すること。
- ③ 著作権等の法令に定める権利の侵害。
- ④ その他法令及び社会常識・公序良俗・倫理に反する内容の掲載。

第6章 バナー広告の掲載

第10条 ウェブサイトには、有料でバナー広告を掲載することができる。

第11条 広告を掲載しようとする業種は、精神科医療に関連するものでなくてはならない。

第12条 広告の掲載は、1社につき1枠とする。

第13条 広告データの作成費用および経費については、申込者の負担とする。

第14条 広告の申込者は、本学会事務局に申込書を提出し、指定期日までに別途定める広告料全額を一括して支払わなくてはならない。

第15条 広告の掲載位置は、トップページの所定の位置とする。

第16条 次に掲げる内容の広告は、掲載してはならない。

- ① 本学会の活動の趣旨に反し、品位を損なうおそれのあるもの。
- ② 政治・宗教活動、個人的意見または個人の宣伝に係るもの。

- ③ 知的所有権、名誉またはプライバシーを侵害するおそれのあるもの。
- ④ 法令または公序良俗に反するおそれのあるもの。
- ⑤ その他理事会が広告として不適切と認めるもの。

第17条 禁止行為

- ① 本学会ウェブサイトのサーバーまたは本学会のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- ② 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- ③ 広告掲載に関する権利を第三者に譲渡または承継すること
- ④ その他理事会が不適切と認める行為

第18条 変更

- ① 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その2週間前までに学会事務局に連絡し、承認を得なければならない。
- ② 広告の内容またはその変更により、第三者に損害等が生じた場合には、広告主が全責任を負い、本学会は責任を負わない。

第19条 取り消し

理事長は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載の承諾を取り消し、掲載を中止することができる。

- ① 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき
- ② 指定期日までに広告原稿を提出しないとき
- ③ 本規約に違反したとき
- ④ その他理事長が広告の掲載を不適切と認めたとき

第20条 中止

- ① 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取りやめようとするときは、事前に本学会事務局に書面を提出しなければならない。
- ② 前項①において、本学会に損害が生じたときは、本学会は広告主に対しその賠償を求めることができる。

第21条 免責事項

- ① 本学会は、システム障害、保守点検等により広告が閲覧できない場合であっても、広告主に対し、広告掲載の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わない。

- ② 本学会は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わない。
- ③ 本学会は、広告主の事業が第三者に損害を与えた場合においても、その責任を負わない。

第7章 その他

第22条 リンクについて

- ① 本学会ウェブサイトへのリンク元が、本学会の事業や信用を害するおそれがあると判断された場合には、リンクの停止を求めることができる。
- ② 本学会ウェブサイトへのリンク元、および本学会ウェブサイトからのリンク先の内容に関して、本学会は責任を負わない。

第23条 ソーシャルネットワーキングサービス（以下SNS）

- ① 広報委員会は、SNSを通じて情報発信をし、ウェブサイトを補完することができる。
- ② SNSによる情報発信に関しては、本規約を適用する。但し、SNS事業者が掲載する広告に関しては、第6章の適用は除外される。

第8章 セキュリティ

第24条

- ① ウェブサイトが外部により改竄またはウィルスプログラムにより汚染されたことを知りえた会員は、ただちに本学会事務局または広報委員会に連絡しなければならない。
- ② 前項の連絡を受けた場合、広報委員長はウィルスプログラムの排除の如何に関わらず、理事長に報告することとする。
- ③ 広報委員長は、ウェブサイトが復旧できなかつた場合、これを一時的に閉鎖することができることとし、この場合はただちに理事長に報告することとする。

附則

- ① 本規約の改廃は、理事会の議決に基く。
- ② 本規約は令和2年5月23日から施行する。